

【消費者問題に関する特別委員会】

○消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 消費者契約法の一部改正

- 1 第4条第3項第6号の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）を、「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるもの」とすること。
- 2 第4条第3項第6号に係る取消権については、追認をすることができる時から1年間行わないとき、また、消費者契約の締結の時から5年を経過したときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間について、1年間に3年間に、また、5年を10年に伸長するものとする。
- 3 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費者紛争に関する情報を提供することができるものとする。

二 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

- 1 センターの目的に消費者紛争を予防するための活動を支援すること等を追加するとともに、センターの業務として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加すること。
- 2 紛争解決委員会（以下「委員会」という。）は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力する

ものとする。

3 センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができるものとする。

三 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、両法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。

二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。

三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下「新法」という）及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。

四 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないように併科規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対して周知すること。

五 悪質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないように、きめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。

六 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。

七 法テラスの活用については、相談体制を整備するとともに、被害回復に向けた返還請求訴訟等につなげるよう、利用者にとって必要な支援措置を十分に講ずること。

八 親族間の問題、心の悩み、宗教2世を含むこどもが抱える問題等の解決に

向け、法的支援にとどまらず、心理専門によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。

九 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに条文解説、Q & Aなどを作成し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。

十 消費者契約法については、行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第208回国会における附帯決議で求められた、同法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。

十一 消費者契約法第40条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を内閣府令で定める際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。

十二 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第42条第2項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるよう体制を整備すること。

○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（内閣提出第22号） 要旨

本案は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たり、個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること等に配慮しなければならないものとする。なお、この法律において「寄附」とは、個人が法人等に対し、無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約等及び無償で財産上の利益を供与する単独行為をいうものとする。

二 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、不退去等の不当勧誘行為により、寄

附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとするとともに、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れ等による資金調達を要求してはならないものとする。

三 内閣総理大臣は、寄附の勧誘に関する禁止規定の施行に関し特に必要な限度で、法人等に報告を求めることができるとともに、違反行為が認められ、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、必要な措置をとるよう勧告することができるものとする。また、勧告を受けた法人等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、命令を行うことができることとし、命令に違反したときは、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

四 個人は、法人等による一定の不当勧誘行為により困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み等の意思表示をしたときは、当該寄附の意思表示を取り消すことができるものとする。

五 被保全債権が扶養義務等に係る定期金債権である場合、この法律及び消費者契約法に基づく寄附（金銭の寄附のみ）の取消権、寄附した金銭の返還請求権については、民法第423条第2項本文の規定にかかわらず、履行期が到来していなくても債権者代位権の行使を可能とすること。

六 国は、取消権や債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関等の連携強化による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に努めなければならないものとする。

七 この法律の運用に当たっては、法人等の活動に寄附が果たす役割の重要性に留意し、信教の自由等に十分配慮しなければならないものとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

九 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

一 法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務を定める第3条の規定について、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めるとともに、同条を第1章（総則）から第2章（寄附の不当な勧誘の防止）に位置付けるものとする。

二 配慮義務の遵守に係る規定として次の規定を創設すること。

- 1 内閣総理大臣は、法人等が配慮義務を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができること。
- 2 内閣総理大臣は、1による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができること。
- 3 内閣総理大臣は、1による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、配慮義務として掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができること。

三 この法律の規定についての検討に関して、この法律の施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」に改めること。

(附帯決議)

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（68頁参照）